

# 琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係18 沖縄返還交渉 機密漏洩事件（国会対策等）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 檜崎弥之助, 青木正久, 栗山条約課長, 佐藤総理, マイヤー大使, 愛知外務大臣, 吉野・井川・スナイダー会談, 信託基金 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43730">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43730</a>

(3) 想定問答



補科

沖鋒隊還邊交涉警報漏誤問題擬向擬答

1/12 大臣	研	30/3 7:00 AM
2/12 ] 小杉 (三田村→) 小杉	"	"
3/12		
4/12 次官	研	31/3 10:10 AM
5/12 官長	信	30/3 4:00 PM
6/12 米局長	研	"
7/12 糸約局長	信	"
8/12 官總長	信	"
9/12 人華課長	研	"
10/12 糸約課長	研	"
11/12 小和田科長	研	"
12/12 米地長 (研)	信	"
第19 (1940.3.20) 續前 (31/3 11:35 有2由中村入)		

30

昭和46年6月9日第559号  
総第09069号発電写

中山大使あて 福田外務大臣臨時代理発

沖縄返還交渉(請求権)

(限定配布)

吉野局長へ井川より、

1. 9日井川、スナイダー会談において、米側より提示のあつた請求権に関する提案次のとおり。

(1) 冒頭米側より、鋭意検討の結果1896年2月制定された「Disposition of trust funds received from foreign governments for citizens of U.S.」に基づき請求権に関する日本側の提案を受諾することが可能となつたと述べた上次のとおり提案越した。

(2) 日本側第4条第3項案に次のとおり追加する。

「Provided, however, that the total contribution to be made under provisions of this paragraph shall not exceed U.S. dollars 4 million.」

(2) 前記 Trust Fund 設立のために、愛知大臣よりマイヤー大使あてに「日本政府は米政府による見舞金支払のための信託基金設立のため4百万米ドルを米側に支払うものである」旨の不公表書簡の発出を必要とする。

本件書簡は米政府部内で General Accountants に対する説明上必要とされる場合に提示するにとどめられ、その場合も極秘資料として取扱うものであり、日本側に迷惑となるようなことはないことを assure したく、本件書簡がないと請求権に関する日本側の提案は受諾し得なくなる。

(3) 2条に関する米側説明振りに関し、執ように喰いさがられる際には、to pay for necessary expenses に「including the establishment of Trust Fund for the ex-gratia payments to be made under Article 4」の趣旨を追記して説明せざるを得ないことを了承願いたい。

(2) 右に対しわが方より、前記(イ)の趣旨については了承するも、(イ)は米側内部の問題であり、(かかる規定がなくとも米側はその支出を4百万に押えることができる筈)、協定に書く必要なく、かつ、不適當である、(ロ)についてはいかに confidential な書類であろうと資金源について書くことは全く受け入れ難い旨強く反駁した。

(3) 種々議論の後わが方より、(イ)の但書削除及び前記(ロ)の書簡案として別電の案文を提示したところ、「ス」はこの2案とも本国政府の訓令を越えるものであるとしつつも日本側の提案を本国政府へとりつぐ旨述べた。わが方より日本側としても政府部内で検討してみないと何ともいえないので、至急愛知大臣と協議することとしたい旨述べ会談を了した。

2 上記の次第につき別電日本側案につき大臣の御決裁を得たく、また、貴地においても米側より提起ある場合は前記わが方立場を米側へ強く説明の上説得ねがいたい。

別電とともに米へ転電した。

対政討委員想定

外務省

第七十一国会

本会 議 (質問者)

二月五日(日)

参(衆)外内委員会

榑崎弥之助 (社)

問一 (衆) 電 八七七号 全文を国会に提出せ

よ。提出できない場合は読み上げよ。

答 本電信は 秘密指定を解除して

いないので 提出したり 読み上げたり

することは 差し控えたい。

参衆

問

外務省

問二 電信第八七七号3.の部分に国会に

提出せよ。(読み上げよ。)

答 問一の答と同じ。

参衆

問

問 電 信 第 八 七 七 号 の 内 容 を 説 明  
せよ。

答(1)該当部分の趣旨は、請求権問題  
に関連し、米側 ロジパス長官より、急  
知外務大臣の書簡を仰せとする旨は、  
バ、また、右書簡を發表する場合も

参 衆 問

外務省

絶無ではないと述べたのに対し、急知大  
臣より、いかに表される可能性があると  
いふのであれば、表現も慎重に考へたいと  
述べた、と云うものである。

(2)なお、右書簡の旨も念のため、いかなる書  
簡も事件との関連で発表に至らな  
かろうことは、累次答弁の通りである。

参 衆 問

問 四 さまに、本件電信の件については外務大臣  
が委員会の席で読み上げてあり、また、  
電信の内容は既に外務省より、機密漏洩事  
件裁判の資料として裁判所に提出されてあり  
公知の事実になってしまっているから、さういふ事  
国会に對して明のすんまじである。

参 衆

問

答 (1) 印指摘の資料は捜査当局に提出した  
ものが、本件電信の内容を説明したもので  
あるが、その中の部令を読み上げれば次の  
通りである。 3. 請求権問題に關連し  
て長官は、本大臣の書簡を必要とする  
旨述べたので、本大臣より、本書簡は  
公表せしめるものと了解してあつたや、  
と念を押したところ、口長官は

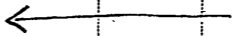
外 務 省

参 衆

問



行政府として、できるにけ不公表  
に、あくよう努力する所存なるも、  
議伝との関係で、これを発表せざるを  
えたり。場合も絶無ではな、と答へた。  
よ、本大臣より、



参衆

問

■ 本件書簡の表現振りについては、すでに  
東京において一応合意に達した旨連絡  
を受けているが、これが公表される可能性があ  
るといふのであれば、表現も、より慎重に考  
えたいと述べた。この長官は、日本政府の立  
場も理解できるので、米側の法的な要件  
をみたしつつ、日本側の立場も配慮した  
表現を発見することは可能と思うと述べた

参衆

問

た。

(2) さききに申し上げた通り、本件電信自体の秘密指定は解除しておらず、従って、ただ今読み上げた部分も、電信自体ではなく、その内容を説明したものである。

(注) 本件資料は、検察側より裁判上の証拠として裁判に提出したい旨申し出たに對し、弁護側は拒否して

参来

問

電信文の押収を裁判長に請求し、これに對し外務大臣より国の利益を害するとの理由により電信文の押収の受諾を拒否した経緯がある。

参来

問

外務省

向 ~~五~~ 既に本件電信の部分が外務大臣に  
より読み上げられ、次いで今午の部分が読  
み上げられた以上、本件電信の秘密指定  
は、少くとも右部分については解除すべきで  
ある。

答 秘密指定は、電信文が<sup>の</sup>全体と<sup>を</sup>一体と  
~~裁す~~との判断に基づいて行なうものであるか  
と伺います。

参衆 問

外務省

ら、たまたまその一部の内容が明らかた  
からと言つてその一部につき、秘密指定を解  
除すべきではないと考へる。  
すゝめるとはできません。

参衆 問

問六、仏米電報一七七号三によれば、少なくとも交渉の最終段階において、不公表書簡の発出の考慮されおり、米側が公表の可能性が有し、  
 というので、日本側が難色を示したというのか  
 真相のようである。何故日本側はどのように不公表にすることを固執したのか。

参 衆

問

頁

答

外 務 省

わが方が書簡の内容を不公表にすることを固執したという事実はない。むしろ、米側内部の処理のための文書が後日何人らの事情により公にされた場合には、その記録につき種々不必要な疑念を招くことを懸念し、もしかかす可能性が有るとすれば、書簡の発出自体を行たう(まご)はないと判断したものである。

参 衆

問

問七、仙來電中ハ七七号ヲ、後段ニ由レバ、愛知  
 書簡の發出自体にツキテ既に東京の合意  
 が出来てゐる、又ハ表現振りだけの問題  
 になつてゐるように思はれるが、政府が書簡  
 は發出されたか、たといふ根拠如何。

参 衆 問 頁

答 (1) 昭和46年6月9日パリにおけるロジャース(国)の  
 長官との会談後、愛知大臣は、吉野アフリカ  
 局長に対し、書簡の發出は見合せてた方が  
 よい旨述べ、帰京後一足先に帰国していた  
 吉野局長に対し、あらたに、書簡發出は行  
 方不明の事とする事と断を下された事承知して  
 いる。  
 (2) 仙來電にいう、既に東京に於いて合意

参 衆 問

に達したヒヨ連絡を受けたい」といふ件については、

46年6月9日付の件は、注西電オ五五九号に明ら

かに示し、<sup>事務上の必要に依りては、或る事項をえんじ、この場合は、正式の</sup>合意が成立したといふ事實は

ない。

〔注〕オ五五九号(3)によれば、日本側提案に対し

スナイダー公使は「本国政府の訓令を越

えるものがある」といふ、<sup>この点、</sup>本国政府へとりつぐ

旨(2)あり、また、同電2には井川

参衆

問

局長自身、書簡案につき「大臣の御決裁を得

たく」として、請訓を行つたといふことが明ら

かある。

(電報の文句は法的に詰めたものでは必ずしも

なく、むしろ討伐の内容や経過を記したるだけ

簡潔な表現が打電そのものの常である。)

参衆

問

頁

問八、来電ホ八七七号三、末尾には、ロジャース長官

ハ「日本政府の立場も理解すべきで、米側の法的要件をみたしつつ、日本側の立場をも考慮した表現を発見する事は可能」と思ふと述べた旨記載せられたるか、米側の法的要件とは何か。

参 衆 問 頁

答 米側の法的要件と云ふについては、右は米側の国内手続上の問題であり、わが方の関知するところではないので、この点についてはわが方から説明を求めたこともなく、また是れも説明を行なわなかったものと承知している。

(注) 一九六六年二月刻迄の米国の信託基金に關する法律についての吉野大使証言(47年12月)

参 衆 問

8日及び11日 於東京地裁) 次のとおり。

(1) (12月8日 検査側 訊問)

検査... 2、一八九六年二月に制定された信託基金  
に関する法律ですか、これに基いて請求  
权に關する日本側の提案を受諾する事と  
可能になったかという事を言つておられますね。

吉野... はい

検査... 二、信託基金という内容を検討して下さ

参衆

問

頁

したが、どういふ法律か。

吉野... 二、これは当時日本にいなかったから、あとから  
補った話でございますか、割合に身近な法律  
でございますし、ほとんど内容をみてもはつきり  
わがらなりのですか、要するに海外におりて  
米国の領事か何かの外国政府から金を  
アメリカ市民のために受け取ったものを信託  
基金として入すおりのところから使ると、

参衆

問

頁



二つは、適當な目的のために、何の目的か  
わかりませんが、使ったと、二つは、よう  
なことが書いてあったと記憶してあります。

(2) (12月11日弁護士側反対訊問)

(どういふ趣意の法律が米側から説明を受けたか  
との弁護士質問に対し)

答 正確には記憶しておりませんが、アメリカ市民

参衆

問

頁

のために、海外に於いてアメリカの領事か政府  
機関か、外国政府から金を受け、信託  
するに過ぎないという趣意でありました。

弁護士…二に合衆国連邦法典に於てありますから

そのコピーに基づいて正確なところを申し上げ

ますと、外国政府または他のソースから、

合衆国または他国の市民のための信託

基金として合衆国国務長官が受領した

参衆

問

頁

すべし金の買は外務省（注：国が省の意と  
思われる。）に預託納入されたものとする  
このの一項として、その次に、信託目的  
にしたか、受託者から請求のあった場合  
の支払い手続を定めらるるわけです。  
是非ともその思ひます。

行比  
とる

吉野局長

年々長 栗山

昨日の外務委員会における局長の御答弁と関  
連し、今後在りての事につき（委員会ありしは林  
宗理事会におき）追及がありうる事と  
これより、これに對処するに努めようとして  
別紙を準備致しました。伊東の範囲に御判  
用をのり付けられたいと思っております。

吉野局長の答弁には、本件書簡案は米側  
の案と同一と、電報には、「日本側案」とい  
う事については、

本件書簡案は日本側案であること、これに  
おきても「肩代り」をうけており、

本件。

外務省

榎外のこと  
と申す意下  
さい。

米側が一般の  
視念をもち  
本件につき  
中が一方の特権  
を主張する  
を中絶期  
を中絶期

外務委員会林宗理事会に提出の

外務大臣書簡案の至事と内容とにつき

昭四七・四・十二

年々長 栗山

一、本件書簡案の問題とこれに際しての交渉におき

米側は次の二点を要求した。

（一）協定を四案の項下、同項に基つて米政府の

復元補償支払は四百万ドルを超えないこと

外務省

あり。

(四) 日本政府は、三億二千五百万ドルの年次四百五百万ドルを米政府による復元補償支払のための信託基金設定のためを支払う。この趣旨の外務大臣の不公表書簡を提出（米政府内閣印）を付し説明用）

二前記の米側と米側と対し、如何なるの米側

外務省

この直ぐ表現は電報の文法とは異なる。支那の米側の関係は、技術的側面から、断片的に振

る。これは、真意を伝えたいとして説明可能

外務省

この項の修正の問題とみれば（復元補償の金額が）  
よくとみれば日本政府は判断しえず、従って、日  
米間の合意する性質のものにはな（四）の大臣  
書簡を提出する。その必要なし（如何なるか）  
信託基金の財源を支払うことについては、助言  
あり、他米政府が復元補償の財源を、  
この形に打ち出す米側の内閣印の問題は、

之を以て局長の答弁  
 等々を以てして  
 指摘するに可  
 能性ありしも、  
 本件がそれ  
 であるに非  
 ず、例として  
 述べらるるに  
 ありしこと、  
 局長が「交渉  
 当否を問はな  
 らぬ、記憶が  
 ありしに正確  
 なるに非な  
 らぬ」として

日本政府が通知するところを以てして反論し、  
 三、しるべき、米側がより要求の困難しむるに、双  
 方の交渉当事者から試案として作成しむるに本  
 件書簡の案がある。(従て、米側案を以てし、し  
 しるべき「日本側案」として、伊方にも真相を  
 正確に伝えむるに非ならぬ。)  
 四、本件書簡の案は、その後の検討より、愛知大臣と

外務省

以下は「日本案  
 のあれの内容  
 加付しおくれ  
 たい趣旨の  
 進及、討ち  
 説明

連絡の結果、伊方としては従来より基本的立  
 場に基づき、その文書より伊方としての結論と達し、  
 試案を正式として上げることなく、終るに非な  
 らぬ。しるべき、交渉当事者の意向ありしところを敢て  
 之を述べ、その書簡の案は、死に諸案をおよそ、米側が  
 要求しむるに非な、本質的に異なり、伊方より基本的  
 立場を以てし、しるべきに非なると考へる。

外務省



とくは前記  
四の祝明より  
めり有利な  
笑ひあふ。

一、在り方の措置に對し、少くもとして格別異存  
はなはといふ意味)

五、このよりの交渉が米側が飲したることは程遠

く、このことは、米側が交渉当事者として日本政府の

訓令を越えたりするものありと述べる旨電報に

書かれしことありと明くする。 (本、案

あり、日本政府の正式の交渉となり之を不長

外務省

といふ少くも条件に關する強ひ交渉態度が  
米側として当初の要求を撤回せしめ、こと  
成功しに原因あり。

外務省

(想定)

第 国会 本 会 議 (質問者)

月 日 (参予、外、内、委員会)

外務省 ( )

問

政府は昨年12月13日の衆院沖村委員に於いて、

昨年6月のパリにおける露知・ロジャース会談の

結果を示す公電のあるのはないか、と質問は

対し、あらゆる重要なことは全部電話を以て

本省と連絡したので、そのようなものはないとの

趣旨を答弁しているが、今般提右答弁は虚偽

であることが明らかとなった。政府はどのような

「電報127511」

参 衆

問

外務省

責任をとるつもりがあるか。

参 衆

問



たし  
の  
い

外務省

答 機微にわたる電報については、機密の保全  
 の観点からも、その存在すらも明らかにし  
 ないという外務省内部の慣行的な規律が  
 ある。  
 (表現にあまり十分でなかったのは遺憾であるが、  
 御指摘の政府答弁は右事情を北見県として  
 与えられたものであり、その点御理解を願いたい。

参  
問

(相定)

外務省

第 国会 本 会 議 (質問者)  
 月 日 ( ) 参 予 外 内 委 員 会 ( )  
 問 施設区域の提供に關する了解覚書A、B、C  
 表には機密の裏取り決めがあるとの噂が  
 あるが、右は事實か。

参  
問

答 どのような秘密の合意は全く存在しない。  
 (施設区域に関する了解書(A、B、C表)は  
 沖縄返還協定署名の段階において日本  
 両国政府間で行われた討議の最終  
 結果としてまとめられたものがあるが、かかる  
 とりまとめを行なうに当たり、作業用  
 の紙を作成したことはある。)

(それはどのようなものか、この値内  
 がある場合)

参 考

問

(A表記載の設備用地については、同表に  
 は「番号」「名称」「現行の名称」「備考」の  
 五項目があり、五項目のうち、正確  
 な所在地、現在の境界線等については、  
 向て誤解のないようにする必要がある。か  
 らる事項については、確認する作業用ペー  
 ーを作成した。)

(右の各表をよ、その要求がある場合)

参 考

問

外務省

(事務的作業用ペーパーであること、公表  
はいたしかねる。)

参衆 問

(想定) 4

外務省

第 国会 本 会 議 (質問者) ( )  
月 日 ( ) 参 衆 予 外 内 委 員 会

問 四月三日衆院予算委で吉野アメリカ局長は  
米側が復元補償費を支払うために対米支払  
三億二千万ドルの中から四百万ドルを留保する  
ことを日本側は了解するとの趣旨の了解事項が  
日米間にあるのではなにかとの質問に対し、「交渉  
の過程においてそのような文書が先方から  
提出されたことはある」との趣旨を答えている。

参衆 問

横路議院が前述の須内、際言及したのは、不公表  
書簡にフリの日本側案であるにもかかわらず、  
吉野局長が「是方から提出された」と述べら  
れるのはすりがまじであり、事実を反するもので  
ある。

政府は二のような虚偽の説明が行われたことを  
どう考へるか。

参衆

問

答

沖繩返還協定交渉の過程において、米側より、わが  
国が支払うこととなる三億二千万ドルのうち四百万ドル  
は米国の復元補償支払のための基金に充てられ、  
するに日書簡をわが方から発出することを  
提案越したことがあり、右米側意向を確認  
する意味で日本側において、米側提案の内容を  
も踏まえ、提案を作成したこともあるか、  
いずれにせよ右は交渉の過程におけるやりとりの

参衆

問

答。昨年十二月の国会における審判の経過と今  
 回の沖経<sup>人海</sup>の<sup>文法</sup>の<sup>費報</sup>内容との関係については、  
 政府委員より説明してゐるとあり、  
 当時の政府委員より説明が<sup>他がしつた</sup>  
 かつたという点にありして、<sup>不満足な点がある</sup>  
~~指摘~~が、この点については外<sup>文法</sup>の  
 個々内容にわかぬことであり、<sup>相手</sup>  
 である政府の立場も、<sup>文法</sup>

参 衆  
問

(大尾の発言を振り)

外務省

一つにすぎないものである。

参 衆  
問

外務省

参  
問

第 国会 本 会 議 (質問者)	月 日 (参 予、外、内 委員 会)	問 米側は協定文四條二項の支払を行なうに 当り、米国内法上いかなる方法で賦源の割当を けるのか。議院から予算の割当を受けるのか 又は	(1)わゆる一八九六年の法律による基金の 割当か。			
---------------------------------	-----------------------------------	--	------------------------------	--	--	--

(想定)

外務省

参  
問

後といふこともこれを明らかにしなかつた 情にあることをいふことと理解致す い。				
---	--	--	--	--

外務省



(想定)

第 国会 本 会 議 (質問者)

月 日 (参 予、外、内、委、員、会)

外務省

( )

問 沖縄返還協定交渉においては米側との向  
 に数多くのやりとりがあったと云われはるが、これら  
 の内容を明らかにせしめて返還協定を強行採  
 取したことは誠に遺憾であり、これを国民の「知  
 る権利」も無視した暴挙である。国民的願  
 望である沖縄返還協定もいかなる方法で実現する  
 ことについての責任の所在を伺う。また、返還交渉

参 衆

問

の外務省  
 の全ぼうと国民の前に明らかにし、密約の存いこ  
 とを明らかに証せよ。

外務省

参 衆

問



答 沖縄返還協定については、先般の沖縄国会において

2. 政府として十分御説明申し上げ、換意協議を尽くされたものと確信しております。

協定締結に至るまでの交渉過程にかける全貌を明らかにせよとの御話にござるか、抑、交渉というものの性質上、交渉過程にかける他々の諸合点等の内容は、相手国側の立場、事情もあり、率々性格上交渉締結後といふことも

参衆 問

二水を一元的に公表しうるものではないことは御理解頂戴するものと考へる。

政府として、沖縄返還交渉に際しては、沖縄県民を含むわが国全国民の利益を最大の一義と考へて、誠心誠意より衡に當つたものがあり、かつ、秘密の取決りはないこと、二水とも譲り渡しはつきりと決つてござりますと考へております。

参衆 問

(想定質問)

外務省

第 四 月 十 日 水 会 議 青 木 正 久 (自)

問一 エルズバーク事件との比較

(一) 今回の事件がエルズバーク事件と対比され、日本では米國に比し報道の自由が制約されているように説明する向きがあるが、また新聞が文書入手した手段が違ふのではなからか。

(二) エルズバーク事件に関し、裁判所で判決

参 青 木 正 久 問 一 一

外務省

かあるたのは、文書を新聞に掲載することの可否についてである、新聞に文書を提供した者の刑事責任についてはあるまい、日本政府は新聞掲載の差止めを要求するしなからかではないか。

(三) 西山記者の立場にある人はエルズバーク事件には存在せず、西山記者に対する刑事責任の問題はエルズバーク事件と比

参 青 木 正 久 問 一 一 二





同一でないこともあり、二つの事件を  
直接比較することは適当であるとは  
考えない。なお西山記者に対する刑事  
問題については司法当局の判定をま  
づべきものと考ええる。

(深田北米第一課長)

青木正久(自)

一

(想定質問)

第六十八 国会  
四月十三日(水) 参子 内 委員会 (質問者)

青木正久(自)

問二 外務者は問題の三通の電信をどう  
いう基準から秘密に指定したか。

青木正久(自) 問三(一) /

答二(一) 問題の三通の電信は沖縄返還に關する外交交渉の過程における日米間の交渉を緯についでふたたびありあつた。二つは具体的な交渉を緯の詳細に關するもので外部に知らざること、は国際常識であり、いはば外交の基本ルールである。それにもかゝらぬ、これを知らざること、はわが国の国際信用を傷つけ、わが国の外交の基本

外務省(直) 問二(一)ト又

ルルにふまり得るの國であると言われ、ことにこれは正常な外交活動を行ふに得るべきものあり、その結果損われる國の利益ははかり知れぬものがある。以上の理由によつて、問題の三つは電信は秘密にすべき相違、理由があるものと考へる。

(松永文書部長)

外務省(直) 問二(一)ト又

問(三) 外務省にも新聞と同様に情報ソース秘とくの大原則があるのか。はなにか。

青木正久(三)ノ

答ニ(二) 外務省として秘とくすべしは交渉の経緯の明はるまい。外務省は海外の情勢に對する情報を収集する事も重要な任務としているところ、その際情報の性質如何によつては提供者の立場を損なはるまい。細心の注意を以て取り扱はるべきであらう。提供者の迷惑を免れ、その利益を保護する事は、法体制の違ふ國も多く、二つは側が不注意すれば提供者の身命にかつたる向

青木正久(自)問ニ(三)ノ





答二九(三) 先ず秘密指定するものに依りて  
から期限をつけられたるものありしやう  
より文書は期限が来れば自動的に秘密  
指定が解除される。

次に、無期限の秘密指定がなされた後  
に事情の变化により秘密にしくなく必  
要なくならしむる文書については本来指定  
する立場にある局長又は課長が

外務省(通関二一〇)一

秘密指定の解除するに依りて。また秘  
密指定の妥当性に疑義が生じた際は  
大臣が再検査し、解除するに依りて  
と判断するはさうな指定される。  
その他、無期限秘密指定の残された  
る文書につきても、正史的資料として使用  
するに及ばざるは公開するに依りて考へ  
る。諸外国の中には「何十年以上」といふ制度

外務省(通関二一〇)一

〇〇〇〇〇〇

外務省

を設けて、一定期間を各に後の外交史料  
は、特別のことに除いて、原則として公開する  
ようにして、この国である。この国は公開され  
この外交史料は戦前よりこれよりあること  
とすると、一定のルールを設けたいと  
考へる。

いすれにせよ、現行制度の中にも、一局長  
または局長が一度秘定指定すべし

参外 青木(白)二(三)一四

〇〇〇〇〇〇

外務省

が永久の秘とされる仕組みにしようとする  
べし。

(松永文書局長)

参外 青木(白)二(三)一五

(想定質問)

第 国会 議 (質問者)

四月五日(水) 参事内委員会

青木正久(自)

外務省

問二の(四) 交渉が合意に達すれば、交渉  
 経緯も合わせて発表すべきである  
 という意見があるかどうか。

外 青木正久二(四)ノ

外務省

答二の(四) 交渉はある国と一回たり行は

よふものではなく、ある国との交渉も他、第三

国の親視してゐる。一旦交渉が首尾よく

収斂したからと言ふは、その間の各緯り

具体的詳細を公表して交渉相手は選

感にかけようとする。その当事国の好まざる

が三国の中が国とまともな交渉をいそぐ

まろう。交渉の結果を国民に説明する当

外 青木正久(四)ノ一

〇〇〇〇

外務省

つて、その背景を、経緯をいささか説明する  
ことの必要は、いささか尠くあるが、交渉相手  
に迷惑をかけるような具体的な詳細は、た  
ゞ昨日公表するべきと、この日は、

(松永文書課長)

外務省(自)問二(四)一三

〇〇〇〇

外務省

第六十八国会  
四月十日(水) 衆議院 内務委員会 (質問者) 青木正久 (自)

問二(五) 今回の秘密漏洩事件により、  
政府というよりも国民はいかなる  
利益を失つたのか。

青木正久(自)一三

〇〇〇〇〇〇

外務省

答ニ(五) 今回、ようき秘密漏洩が起つて  
 諸外国の信用を失はば、わが国が在米の  
 外交活動を進行し得ざることほさま  
 に説明した通りである。(二) いう事件が  
 起つた後、仮にその時、是が内閣の要り  
 たる諸外国が日本に對する恩恵の同  
 等に受ふこととせらると思ふことは甘ずまるべ  
 はあるまいか。(三) 政府が外交とし得ざり

録 外務省(日三二五)一

〇〇〇〇〇〇

外務省

それは、直ちに不利を蒙るゝは政府が  
 知れりか、結局その不利は国民に戻つて  
 来る。その長政府の責任は重大であり  
 政府の利益と国民の利益を分けし考し  
 るべき程度ありはるべし。

(国長官長書記)

録 外務省(日三二五)一

想定質問

外務省

第 国会 本 会 議 (質問者)

四月七日 参 于外内 委員会 連合

松本善明 (共)

問 沖繩復元補償に關し、米側から發出の方を

求したる愛知書簡案を公表せよ。既に三の

内容に言及した電信は最近公表せられたる

右書簡案の誤文の一部、新聞には被

道せられたり、それにもかゝらず被とくする

理由はなほあるか。

北米才一課長 文書課長 条約課長

参 衆

問

外務省

答 御案内の書簡案の二とが、先般秘函指

定解除した電信の中、に言及せられたる二

とは事実であり、その誤文なるもの一部

報道された模様にはあるが、二書簡案の

の電信は次、事情から先般の二本、電

信と同様に解除する事はなからぬ。

即ち、先般の二本の電信は、その内容

が国会に提示されたものと同じであることと政府委員の確信し

参 衆

問

(10) 電文そのものが新聞に掲載された公知の  
 のとよつたが、秘密指定を解除した  
 である。かわり説明を通り、交渉上、冬  
 にかつわるといふ表することが交渉相手と  
 の信用問題によるといふ表すことといふ  
 本原則に立つ場合、先般、二本の電文  
 も前述べたように特殊事情がこりれば公  
 表すことも可能といふ。御案内の電文は

参衆

問

その訳文そのものが一部、新聞に掲載され  
 たようにあるが、当方としてはそのもとに  
 る現物を確認している訳ではなかつた。その新  
 聞に掲載された訳文の真偽を確認する立  
 場はよく、その限りは基本原則を  
 まけて御指適の電信を公表するに  
 よると考へる。

(松永文書抄本)

北米分一設

西本一集

参衆

問

問 六五の使途云々といふ受託、ロジャース会  
談における日米間のやりとりは、即ち政  
府間の密約の存在を裏書きしてゐる。  
政府は、この問題にソソクソソなる政府間  
の文書も存在しないこと断言をなさぬ。

参 問

答 六千五百万ドルといふ数字が、仲蔵にお  
ける基地の整理統合を進めるにあつ  
て、代替施設の建設のために中平の  
至費の一応の試算として米側から  
示された至費があることは事実である  
が、本件につき日米間の合意といふよ  
うな文書は一切存在しない。

参 問



(想定)

第 国会 本 会 議 (質問者)

月 日 参 予、外、内 委 員 会

外務省

明説会

問 外務省の電報によれば、五月二八日の愛知・マイヤー会議の席上におよそ、米側より「才四条子項は東条の発言には伊が試会に対し財源に關する公開の説明を要求され、これを日本側が困るというは、その発言が行われざる。よ、これは復元補償の府代りに關する日米間の密約の存在をあるとするは、

参 衆 問

外務省

答 復元補償問題の交渉の過程におよそ、米側が試会に対し、予算案が困難なことを理由に返還協定を四条件を規定する受諾に難色を示し、その方針より、核抜き返還、資産の移転、復元補償の支払等の協定上の義務を米側が履行する限り、その支払は三億二千万ドルを以てする便途に充てるとは米側が勝手であり、仮にその

参 衆 問

一部を復元補償支払う財源とするところがある  
 うちの中が方角関知せおるところがある。要は  
 米側に支払を行わう用意さんあれば、中  
 柄し新規の財源を操り、伊東のたひり  
 にはなりかとの趣旨の反論に至るが  
 あることは既に御説明のとおりである。  
 御指摘の米側へ発言は、ある日米間  
 の応酬の過程で、米側が日本より受け取

参案 問

る金の一部を復元補償の支払に充てる予定  
 との趣旨の試会説明を行なう場合には、  
 あるあるが、それが支払の肩代わりを行な  
 うにかりのとき、誤解を生かす可能性があ  
 り、おぼたつたとの意味をたされぬよう、理  
 解して頂く。  
 ソおれに、た、種々交渉の結果、米側も  
 何かたう主張に納得し、何等の案内といわ

参案 問

